【資源循環分野】廃棄物処分業（中間処理）育成・キャリア形成プログラム

・留学から特定技能１号への移行
・育成就労を経ずに特定技能１号で入国　等

凡例
- 黄色：技能の修得・向上に資するもの
- 赤色：在留資格の移行に係る要件
- 青色：その他必要に応じて適宜受講・取得するもの
- 緑色：フォローアップや意欲向上策

《育成就労計画》　《１号特定技能外国人支援計画》

キャリアステップの概要	来日	１年目	２年目	３年目	１号特定技能移行	４年目	５年目	６年目	７年目	８年目
		育成就労（１～３年目）				特定技能１号（４～８年目）				

講習受講・資格取得										
		育成就労評価試験初級		特定技能１号評価試験						
		安全・衛生教育（安全衛生委員会等）								
		産廃処理実務者研修会　基礎コース（1～3年目） 一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習（1~3年目） 産廃処理　中間処理現場業務コース（2～3年目）				安全衛生推進者				
						職長：安全衛生責任者教育			廃棄物処理施設技術管理者講習	
		その他業務上必要な作業に係る特別教育・技能講習（フォークリフト運転技能、床上操作式クレーンの運転等）								
		その他に関連する資格の取得								
日本語能力水準		A1相当以上		A2.2相当以上			B1相当以上			
マネジメント経験						現場リーダーとして（２年以上）		主任・係長として（３年以上）		
その他（フォローアップや意欲向上策等）		技能修得状況や学習の理解度等に係る定期的なフォローアップ								
		定期面談等の機会にキャリアアップに係る相談対応								

【資源循環分野】廃棄物処分業（中間処理）育成・キャリア形成のイメージ

在留資格	目指すレベル（求められる役割・作業）	必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習		
		専門技能 ※業務上必要な作業に係るものを選択	日本語能力水準	マネジメント経験
育成就労	・基礎的な技能を習得し、指導者の指示により現場で単独で働くことができ、特定技能1号移行を目指す。 ・自己の職務範囲で求められる、法的対応、業務基準を遂行し、進捗や結果の報告と記録ができる。	・産業廃棄物処理実務者研修会基礎コース：1年目～ ・一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習：1年目～ ・フォークリフトの運転：1年目～ ・床上操作式クレーンの運転：1年目～ ・車両系建設機械の運転：1年目～ ・はい作業技能講習：1年目～ ・玉掛け作業技能講習：1年目～ ・巻上機運転特別技能：1年目～ ・産業廃棄物処理　現場業務コース（中間処理）：2年目～	就労開始までに必須：日本語教育の参照枠A1相当以上の試験(JFT-Basic(A1)、JLPTのN5)合格又はそれに相当する日本語講習の受講 就労中の取組：日本語教育の参照枠A2.2相当以上の試験(JFT-Basic(A2.2)、JLPTのN4)合格	・現場リーダー：3年目～
特定技能1号	・特段の育成・訓練を受けることなく、指導者の指示を理解し、また自らの判断により、直ちに一定程度の業務を遂行する。 ・自己の職務範囲で求められる法的対応、業務基準に沿って業務改善ができる。	・安全衛生推進者：4年目～ ・職長安全衛生責任者：4年目～ ・高所作業、タンク内等作業の安全確認作業：4年目～ ・機械電気設備の定期整備作業：4年目～ ・各処理施設の操作：4年目～ ・廃棄物処理施設技術管理者講習：7年目～	就労開始に必須：日本語教育の参照枠A2.2相当以上の試験(JFT-Basic(A2.2)、JLPTのN4)合格 就労中の取組：日本語教育の参照枠B1相当以上の試験(JLPTのN3)合格	・係長主任：5年目～